⑼　平成10年４月以降に元請としての施工実績（公告時点でセグメントの取外しが完了したものを含む。）を有すること。なお、単体又は共同企業体の場合の代表者は、単体又は共同企業体の代表者としてのアの施工実績を有すること。共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、単体又は共同企業体の出資比率が15％以上の構成員としてのイの施工実績を有すること。ただし、外国での都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事及び都市鉄道トンネル工事の実績については、地質条件が軟弱地盤であり、かつ日本国内での都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事及び都市鉄道トンネル工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と当社が認めたものに限る。

ア　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、掘削深が20m以上の開削工法による工事であり、かつ都市鉄道トンネル工事のうち、外径５m以上のシールドトンネルのセグメント取外しを実施した工事。

イ　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、掘削深が20m以上の開削工法による工事。

⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であること。

イ　都市鉄道営業線トンネルの改造工事のうち、掘削深が20m以上の開削工法による工事の経験を有する者、あるいは、都市鉄道トンネル工事のうち、外径５m以上のシールドトンネルのセグメント取外し工事の経験を有する者であること。

ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　技術提案にあたっては、工事全般の施工計画、安全管理計画、施工体制等が不適切でないこと。なお、施工計画書（安全管理計画を含む。）等の作成にあたっては、入札説明書によること。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。

⒀　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。

⒁　⒀の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・メトロ開発株式会社

⒂　⒀の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社。

イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社。

⒃　共同企業体による場合については、次のとおりとすること。

ア　⑴から⑻に規定する者２者又は３者を構成員とすること。この場合において、同一の者が２以上の共同企業体の構成員となることは認めない。

イ　出資比率は、すべての構成員が、２者の共同企業体の場合は30％以上、３者の共同企業体の場合は20％以上であること。

ウ　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

エ　共同企業体の有効期間は、確認の日から当該工事完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては当該工事の契約が締結された日までとする。

オ　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とすること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する事項　この工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングする。

ア　加算点　配置予定技術者の能力及び技術提案に基づく事項について評価する。

イ　施工体制評価点　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　２に示す競争参加資格を満たし、標準案の施工に伴う要求要件を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

イ　加算点　加算点は、３⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　施工体制評価点　施工体制評価点は、３⑴イに示す評価項目について、最大30点を与える。

エ　価格及び提案に係わる総合評価は、ア、イ及びウにより得られる標準点、加算点と施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制等のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求める。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び３⑴に示す評価項目により入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、３⑵エによって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　技術提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。実際の施工に際しては、施工計画書等の資料に記載した施工方法やヒアリング時の内容と同等以上の施工体制を確保し、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、施工計画書等の資料に記載した施工方法やヒアリング時の内容と同等以上の施工体制を確保し、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。請負者の責により技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額及び工事成績評点を減ずる措置を行う。

４　技術提案に関する事項

⑴　この工事では、既設セグメントの取外し、既設セグメント下における掘削工事、既設シールドの変位抑制、既設構築と新設構築との接続及び一体化、工期短縮に関する技術提案を受け付ける。

⑵　技術提案にあたっては、標準案の施工における要求要件を満たした適切な施工計画を計画し、その具体的な提案について「技術提案総括表」「技術提案内訳書」に記載すること。（入札説明書参照。）

５　入札手続等

⑴　担当部課　〒110―8614 東京都台東区東上野三丁目19番６号　東京地下鉄株式会社改良建設部改良建設企画課　電話03―3837―7109

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成25年８月８日（木）から平成25年９月19日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで（11時30分から13時00分を除く）　〒103―0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11番９号　メトロ開発株式会社技術部技術管理課　電話03―5847―7807　交付に当たっては、実費を徴収する。